

回 (年 度)	問 題
第71回 (令和3年)	<p>問1 法人税法上の収益計上時期及び収益の額について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。</p> <p>(1) 法人税法第22条の2に規定する資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の計上時期及び収益の額について、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) A社(3月末決算の株式会社)は、製造業を営む内国法人である。次の【資料1】に基づき、A社がB社に販売した機械装置a及び機械装置aの保守サービスの提供に係る税務上の収益計上時期及び収益の額の原則的な処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>【資料1】</p> <p>① A社は、B社との間で、機械装置aの販売及び機械装置aに係る2年間の保守サービスの提供に関する契約を令和3年1月15日に締結した。</p> <p>② 上記①の契約に係る対価の額は12,400,000円とされており、その内訳として、機械装置a 10,000,000円、保守料金2,400,000円とされている。</p> <p>なお、当該対価の額及びその内訳の各金額は、税務上の時価相当額である。</p> <p>③ 機械装置aは、令和3年3月22日にB社の工場に納入され、令和3年3月30日に検収が完了し、令和3年4月1日から当該工場において稼働している。</p> <p>なお、A社が過去に機械装置aを単独で販売した時は、相手方が検収した日に収益計上している。</p> <p>④ 機械装置aに係る保守サービスの内容は、毎月1回の機械装置aの点検及び保守サービスの提供期間中に通常の使用により故障が生じた場合の部品の交換、補修等とされている。また、保守サービスの提供期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とされており、令和3年4月1日から保守サービスが開始されている。</p> <p>⑤ A社は、B社に対し、令和3年4月5日に上記①の契約に係る対価の額12,400,000円の請求書を発送しており、令和3年5月31日に、B社からA社の銀行口座に12,400,000円が振り込まれている。</p> <p>(3) C社(2月末決算の株式会社)は、飲食業を営む内国法人である。次の【資料2】に基づき、C社が交付を受けた協力金の税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>【資料2】</p> <p>① C社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年1月15日から令和3年2月14日までの1か月間、D県の要請に従い、店舗の営業時間を短縮して営業を行った。</p> <p>② D県は、営業時間の短縮要請に従って営業時間を短縮した事業者に対し、100万円の協力金を交付する支援事業を実施している。</p>

回 (年度)	問 題
第71回 (令和3年)	<p>③ C社は、D県に対し、上記②の協力金の手続きに従って、令和3年2月15日に交付申請を行い、令和3年3月5日に交付決定通知書の送付を受けた。</p> <p>なお、交付決定通知書には交付決定日は令和3年2月25日と記載されていた。</p> <p>④ 上記②の協力金100万円については、令和3年3月10日にC社の銀行口座に振り込まれている。</p> <p>問2 食品製造業を営む内国法人であるE社（3月末決算の株式会社）の当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の税務上の処理について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。</p> <p>(1) E社は、関連法人でない取引先のF社との間で、加工食品である製品aを2年間継続して販売する契約を締結した。E社は、製品aの販売に当たり、製品aの名称が表示された専用の陳列棚を広告宣伝のためにF社に贈与した。この陳列棚は、E社が150,000円で取得したものであり、E社は、取得時に支出した150,000円を雑費として費用に計上している。</p> <p>このE社が行った陳列棚の贈与に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) E社は、販売予定であった冷蔵用食品である製品b1,000個について、納品の直前にキャンセルを受けた。製品bは賞味期限が短いことから、通常であれば、このような場合には製品を廃棄処分することとしている。</p> <p>ところが、製品bについてフードバンクで受け入れることとなったため、E社は、製品bを廃棄することに代えて、このフードバンクに無償で提供した。</p> <p>なお、E社は、製品bの提供時に、製品b1,000個の原価相当額である450,000円を雑損失として損失に計上している。また、フードバンクは公益法人等には該当しない。</p> <p>このE社が行った製品bの無償提供に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>(3) E社は、E社による完全支配関係のある子会社のG社（E社は当期を通じてG社株式を100%保有）に対し、5,000,000円の売掛債権を有している。当期において、G社の資金繰りが一時的に悪化したことから、E社は、G社への支援として当該売掛債権を放棄した。</p> <p>なお、当該売掛債権の放棄時におけるG社の財政状況は、E社に当該売掛債権を弁済できないほどのものではなかった。また、E社は連結納税制度の承認を受けていない。</p> <p>このE社が行ったG社に対する当該売掛債権の放棄に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。</p> <p>(当時、正誤表の配布があり、上記は反映後の内容となります。)</p>